

西いなば観光キャンペーン事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西いなば観光キャンペーン事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、観光事業の健全なる進展を目的に実施する西いなば観光キャンペーン事業の経費を補助することにより、円滑な事業の推進を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、西いなば地域（鳥取市西部地域）の風土資産等を活用し、観光振興を目的に行うキャンペーン事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の補助対象となる者は、鳥取市西商工会又はその内部団体とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する経費のうち、報償費、広告宣伝費及び消耗品費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条のただし書きの規定に基づき、本補助金は概算払により交付することが出来るものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、青谷町総合支所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。